

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和十五年二月十三日(火曜日)午後一時  
三十九分開會

○委員長(子爵秋月種英君) 開會致シマス、  
前同ニ引續キマシテ、御質問ヲ御願ヒ致シ  
マス

○黑崎定三君 極メテ簡單ナコトデアリマ  
スケレドモ、チヨット御伺ヒ致シテ置キタ  
イコトガゴザイマス、ソレハ本案デスネ、  
形ハ手續法デアリ、戸籍法ノ特則デアリ  
マスガ、併シ本案ノ粗ヒ處ハ何處ニアルカ  
ト云フト、實ハ實體法ノ特則ノ意味モ含マ  
レテ居ルデハナイカト心得ルデアリマス、  
而テ本案ガ此ノ議會ニ御提出ニナリマシタ  
御趣旨モ、今次ノ事變ニ關シマシテ最モ必  
要デアリ、且緊要ナ事柄デアルト云フコト  
カラ御提出ニナツタコト心得マス、從ッテ

此ノ法律ガ成立致シマシタナラバ、本法ノ  
適用ヲ受クル者ガ相當ニ出テ來ルデアリマ  
セウシ、況ヤ既ニ前同ノ御説明ニモアリマ  
シタ通り、相當多クノ届出事件ガ現ニ受理  
セラレテ居ルト云フコトデアリマス、而モ  
既ニ受理サレテ居ル其ノ事件ヲ法律的二ハ  
動キノナイ、疑義ノ挾ム餘地ノナイヤウニ  
此ノ法律ニ依リテ確定スルト云フ意味迄モ  
持タシテ居ルデアリマス、サウ致シマス  
ルト云フト本案ガ兩院ヲ通過致シマスルト  
成ベク早く、一日モ早く施行セラル、コト  
ガ望マシイコトデアリ、ノミナラズ必要ナ  
事デナイカト思フデアリマス、然ルニ附  
則ノ第一項ヲ拜見致シマスルト、其ノ施行  
ノ期日ハ勅令ニ委ネラレテアリマス、若シ

附則ノ一項ガナカリセバ原則ニ從ヒマシテ  
公布ノ日カラ滿二十日ヲ經テ施行サレルコ  
トガ法例第一條デ指示サレテアリマス、

デスカラ其ノ施行期日ニ關スル法例第一條  
ノ例外規定ヲ設ケマスナラバ此ノ法律ノ趣  
旨カラ顧ミマシテ公布ノ日カラ滿二十日ヲ  
モット短縮スル特則ヲ設ケルノガ趣旨ニ合ス  
ルノデハナイカト思フデアリマス、例ヘ  
バ能クアリマス通り公布ノ日ヨリ施行ス、  
斯ウナルノガ本當デナイカト思フデアリ  
マスガ、何カ理由ガアツテ勅令ニ委ネラレタ  
カ、之ヲ言ヒ換ヘマスレバ勅令ニ施行期日  
ヲ御尋ネニナリマシタ理由ト、ソレカラモ  
ウ一ツハ施行期日ノ勅令ヲ御發布ニナル御  
豫定ハイツ頃ノ御豫定デアリマスカ、ソレ  
ヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(坂野千里君) 此ノ法律ガ實體  
法上ノ特則デアルト云フコト、ソレカラ提出  
ノ理由、施行期日ヲ早くシタイト云フコト  
ハ只今御尋ネノ通りデアリマシテ、成ルタ  
ケ早く施行シタイト思ッテ居リマス、唯樺太  
ニ施行スル勅令ガ要リマスコトト、ソレカ  
ラ恩給局デ少シ準備ノ期間ガ要リマスノデ、  
ソレデ幸ヒニシテ兩院ヲ通過致シマシテカ  
ラ、其ノ後幾日位デ準備ガ出來ルト云フ打  
合セガ出來テカラ其ノ期日ヲ定メタイ、斯  
ウ云フ考デ、矢張り勅令ヲ以テ定ムト致シ  
タ譯デアリマス、一番遅レマシタ場合デアッ  
テモ四月一日ニハ施行致シタイト云フ考ヲ  
持ッテ居リマス、ソレ前ニ幸ヒニ兩院ヲ通過致  
シマシテ、御裁可ヲ得マスレバ其ノ打合セ

ヲシテ成ベク早く施行シタイ、斯様ニ考ヘ  
テ居リマス

○黑崎定三君 御説明ノ御趣旨能ク分リマ  
シタ、恩給局當局ノ事務上ノ關係モアルト  
云フコトデアリマスガ、ソレハサウ云フ事  
情モアルノデゴザイマセウ、併シナガラ此  
ノ戸籍ノ手續ノ問題トシマシテハ司法省ノ  
方ノ關係バカリデハナイカト思ハレマス、  
ト云フノハ確認ノ申立ヲ致シマスニ付キマ  
シテモ、是ハ事件ノ、本人ノ本籍地ヲ管轄ス  
ル區裁判所トナツテ居リマス、結局裁判所ノ  
方ノ準備ト申シマスカ、此ノ申立ヲ處理ス  
ルコトガ出來ルダケデ本法ハ施行サレテ宜  
イノデハナイカト思フデアリマス、サウ  
シテ此ノ本法ニ依ッテ決マツテカラ、決マツタ  
ソレヲ持ッテ行ッテ、ソレヲ證據書類トシテ、  
サウシテ恩給局ヘ扶助料ナリ其ノ他ノ給與  
金ノ請求ヲスルノデアルト思ヒマスカラ、  
恩給局ノ關係ノ手續ガ遅レマシテモ、ソレ  
ヨリモ前ニ本法ハ施行サレテ居ッテ宜イノ  
デハナイノデゴザイマセウカ、寧ろ其ノ方  
ガ望マシクハゴザイマセヌカ

○政府委員(坂野千里君) 成ルタケ早く施  
行致シタイコトハ望マシイト思ッテ居ルノ  
デアリマスガ、大體恩給局ノ希望ナドモア  
リマシテ、サウシテ斯ウ云フヤウニ定メタ  
ノデアリマス

○黑崎定三君 諄イヤウデアリマスガ、恩  
給給與ノ關係ニ付テノ何カ御規則デモ御出  
シニナルト云フコトハ、必要ナコトデア  
カモ知レマセヌ、デスカラ、ソレハソレデ

宜シイノデアリマスガ、本法ハ寧ろソレヨ  
リモ前ニ公布施行サレテ、少シモ差支ナイ  
コトカト私ハ考ヘマスノデアリマス、デス  
カラ、出來得ベクンバ、本法ガ兩院ヲ通過  
致シマスレバ、出來ルダケ早く施行實施セ  
ラレルコトヲ希望致シマス、是ハ私ノ希望  
デアリマス

○政府委員(坂野千里君) 承知致シマシ  
タ、成ルタケ早く致スコトニ致シマス

○委員長(子爵秋月種英君) 私チヨット御  
伺シタイト思ヒマスガ、裁判所ノ確認ト云  
フコトニ付テ、委託ガアツタト云フコトヲ確  
認スル、其ノ方法ト云ヒマスカ、手續ト云  
ヒマスカ、ソレハドウ云フヤウナ順序デ行  
クコトニナルノデアリマセウカ

○政府委員(坂野千里君) 是非訟事件手  
續法デアルノデアリマシテ、申立ガアリマ  
シテ、其ノ申立ヲ受ケテ、裁判所デ色々ナ  
證據調ヲ致シマシテ、サウシテ決定デ確認  
ヲスルト、斯様ニナツテ居ルノデアリマス

○委員長(子爵秋月種英君) サウスルト、  
詰リ戦死ヲシタト云フヤウナ事ナカノ裁  
判所ノ調ハ、ドウナルノデスカ

○政府委員(坂野千里君) 戦死ヲ致シマシ  
タ事ハ、只今、其ノ直屬部隊長カラ報告  
ヲ基礎トシテヤッテ居ル譯デアリマス、之ニ  
依ッテ確認致スコトニナツテ居ルノデアリ  
マス

○委員長(子爵秋月種英君) 他ニ御質問ハ  
ゴザイマセヌカ……御質問ナイト認メマス、  
本案ニ付キマシテ御意見ノ御有リノ方ハ御

申述ヲ願ヒマス

○男爵奥田剛郎君 此ノ法律案ハ、先頃民事局カラ提出サレマシタ昭和十二年十二月カラ十四年ノ九月ニ至ル迄ノ間ノ、既ニ届出済デアツテ、一應受理シテアル此ノ件數カラ云ツテモ、モット早く提出サレテ宜カッタモノト考ヘルノデアリマス、勿論本案ノ詳細ニ付テハ、之ヲ運用スル時ニ尙稍々疑義ノ存ズル點モアルカモ知レマセヌケレドモ、此ノ法案ノ目的ガ急速ヲ要シ、極メテ必要ナルモノデアリマスルカラ、原案通り認メラル、ノガ適當デアルト考ヘマス

○委員長(子爵秋月種英君) 只今奥田委員ヨリ、本案ハ可決スベキモノナリト、贊成ノ御意見ノ御陳述ガゴザイマシタ

○入江貫一君 贊成

○委員長(子爵秋月種英君) 本案可決ト云フコトニ付テ、全會一致可決ト云フコトニ致シマシテ差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵秋月種英君) ソレデハ全會一致、可決致シマシタモノト認メマス、是デ委員會ハ終了致シマシタ、散會致シマス  
午後一時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵秋月 種英君

副委員長 男爵奥田 剛郎君

委員

侯爵井上 三郎君

入江 貫一君

男爵渡邊 汀君

黑崎 定三君

山隈 康君

山上 岩二君

政府委員

司法省民事局長 坂野 千里君

昭和十五年二月十三日印刷

昭和十五年二月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局